

シリーズ「わが家の建築」②

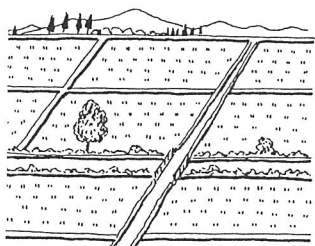
～敷地を選ぶとき～

家を建築することは、夢のある一生の大事業です。家は家族だんらんの場であり、そして街の顔の一部でもあります。そこで、みなさんが家を建築するときの参考になるよう「わが家の建築」をシリーズでお知らせします。

農地には

農地には家を建築することはできません。町では農業振興地域農用地区域（農地を守る区域）の指定を受けている農地がたくさんあります。このような場合、農地以外に転用することも制限されています。

また、今住んでいる敷地が農地のまま登記されているケースもあります。事前に相談してください。

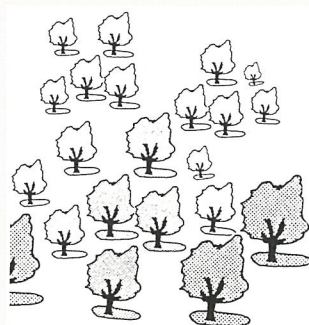


保安林には

海岸部では白砂青松の九十九里浜特有の景色と出会えますが、この松林の多くは保安林に指定されています。

保安林は、塩害や風による飛砂を防ぐ重要な役割をはたしています。このため、個人の土地であっても保安林になっていると、家を建築したり、むやみに木を切ったりすることができません。

また、治山工事を行った箇所等で保安林に指定されている所もありますので、確認してください。



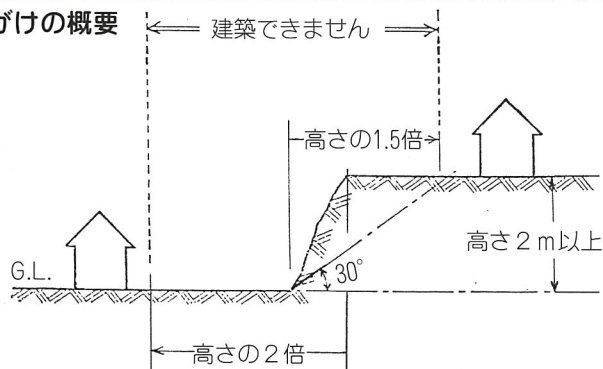
今月のワンポイント

建築できない場所に注意！



がけの付近には

がけの概要



がけと聞くと、切り立つ岩山や断崖などを想像しますが、千葉県の建築条例では、下の要件にあてはまるものをがけと規定しています。

このがけ付近では、適正な距離を確保するか、安全と認められた構造の家、または安全を確認された擁壁がなければ建築することはできません。これは、皆さんの生命、財産そして健康を守るため定められています。家を建築する時には、注意してください。

がけの要件 ○のり面が角度30度以上
○高さが2メートル以上

問合せ

☎1211

農地転用のこと

農業振興地域農用地区域のこと

保安林のこと

がけ、建築、都市計画のこと

農業委員会

産業課振興係

産業課商工農産係

都市建設課都市整備室

(内線) 1411

(内線) 1512

(内線) 1521

(内線) 1632

次回は用途地域をお知らせします。